



(実績報告)

第6条 乙は、委託研究が終了した日（委託研究を中止し、又は廃止したときを含む。）から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い時期までに、委託研究の成果を記載した、様式第1号による委託研究実績報告書正副2部を甲に提出するものとする。

(検査)

第7条 甲は、前条に規定する委託研究実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該委託研究が契約内容に適合するものかどうか検査を行い乙に対して通知するものとする。

(委託費の額の確定)

第8条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託研究がこの契約の内容に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の委託費の確定額は、委託研究に要した経費の実支出額と第4条第1項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第9条 官署支出官内閣府大臣官房会計課長□□□□（以下「甲Ⅱ」という）は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が委託研究の完了前に必要な経費を受けようとするときは、概算払を請求することができ、甲Ⅱは、これを適当と認めたときは、これを支払うことができる。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、様式第2号による概算払請求書正副2部を甲Ⅱに提出するものとする。

(過払金の返還)

第10条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第8条第1項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託研究の中止等)

第11条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により委託研究の遂行が困難となったときは、様式第3号による委託研究中止（廃止）申請書正副2部を甲に提出し、甲乙協議の上、委託契約を解除し、又は委託契約の一部変更を行うものとする。

2 前項の規定により委託契約を解除するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

(委託研究実施計画書の変更承認)

第12条 乙は、前条に規定する場合を除き、別添の委託研究実施計画書に記載された委託研究の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、様式第4号による委託研究実施計画変更承認申請書正副2部を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、委託研究実施計画書の5の収支予算の支出の部の区分の欄に掲げる費目（再委託費は除く。）の相互間（直接経費から間接経費への流用を除く。）における20%以内の流用については、この限りではない。

(委託契約の解除等)

第13条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、委託契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(産業財産権の侵害の禁止)

第14条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する産業財産権又は技術上の知識に関し、第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合には、甲は、乙に対してその損害を請求することができる。

(特許権等)

第15条 甲は、この委託研究に係る研究の成果に関する次の各号に掲げる権利等（以下「特許権等」という。）を乙から承継するものとする。

- (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- (2) 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- (3) 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- (4) 著作権

(特定特許権等)

第16条 前条の規定にかかわらず、乙があらかじめ様式第5号による確認書を甲に提出した場合には、同条各号に掲げる特許権等（著作権にあってはプログラムの著作物及びデータベースの著作物に限る。以下「特定特許権等」という。）については、甲は、その特定特許権等を乙から承継しないことができるものとする。ただし、甲が、次の各号に掲げる事項について、乙が履行していないと認める場合には、乙は、当該特定特許権等は無償で甲に譲り渡すものとする。

(1) この委託研究に係る研究の成果が得られた場合には、乙は、遅滞なく、甲にその旨を報告すること。

(2) 甲が公共の利益のため特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、乙は、無償で当該特定特許権等を利用する権利を甲に許諾すること。

(3) 当該特定特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特定特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲

が当該特定特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、乙は、当該特定特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

2 乙が第1項の確認書を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合には、当該特定特許権等は無償で甲に譲り渡さなければならない。その際、特許権等を出願している場合にあつては、甲への名義変更を行い、特許権等を取得している場合にあつては、甲へ特許権等を移転するものとする。なお、名義変更等により発生する費用は乙が負担する。

#### (特定特許権等の報告)

第17条 乙は、この委託研究に係る特定特許権等の出願又は申請を行った場合には、様式第6号による特許権等出願通知書により、当該出願等について設定の登録等を受けた場合には、様式第7号による特許権等通知書又は様式第8号による著作物通知書により、それぞれ遅滞なく甲に報告しなければならない。

#### (特定特許権等の譲渡)

第18条 乙は、この委託研究に係る特定特許権等を甲以外の第三者に譲渡する場合には、当該譲渡を行う前に、様式第9号による事前協議書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、前二条、次条及び第20条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

#### (特定特許権等の実施許諾)

第19条 乙は、この委託研究に係る特定特許権等について、甲以外の第三者に実施許諾する場合には、様式第10号による事前協議書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、第16条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

#### (特定特許権等の放棄)

第20条 乙は、この委託研究に係る特定特許権等を放棄する場合には、当該放棄を行う前に、様式第11号による事前協議書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、甲又は甲が認める第三者が求める場合には、無償で当該特定特許権等をその者に譲り渡すものとする。

#### (優先的利用の許諾)

第21条 甲が乙から承継した特許権等を、乙が優先的に利用しようとするとき又は乙の指定する第三者に優先的に利用させようとするときは、乙は、甲乙協議の上締結する優先的利用の許諾に関する契約書に基づき、甲の許諾を受けなければならない。

2 優先的利用の許諾の期間は、優先的利用の許諾に関する契約の締結の日から5年を超えないものとする。ただし、特許権等の利用に当たって法令の規定等により官公署の許可を必要とする場合又は当該特許等の利用による商品化等に長期間の日数を要する場

合であって、許諾期間の延長が必要であると認めるときは、甲は、当該許可に要した期間に相当する期間又は当該商品化等に要する期間について2年間（特に必要と認められる場合にあつては5年間）を限度として延長することができる。

3 甲は、次に掲げる場合には当該許諾期間を短縮し、又は当該許諾を取り消すことができるものとする。

- (1) 乙が正当な理由なく1年以上当該特許権等を利用しないとき。
- (2) 当該特許権等の利用に係る当初の目的から明らかに逸脱したとき。
- (3) 食品安全行政の観点から当該許諾期間の短縮又は取消しが必要となったとき。

#### (帳簿等)

第22条 乙は、委託研究に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、研究終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

#### (物品管理)

第23条 乙は、委託費により購入した物品を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 委託研究の終了後、前項に規定する物品のうち返還を要するものを甲が指定したときは、乙は、甲の指示により当該物品を返還するものとする。

#### (委託研究の調査)

第24条 甲は、必要があると認めるときは、委託研究の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

#### (秘密の保持)

第25条 乙又は乙から再委託を受けた第三者は、委託研究によって知り得た秘密の文章、図画、物件及び知識を他に漏らしてはならない。

#### (委託研究の結果の発表等)

第26条 乙は、研究の経過及び結果の全部又は一部を発表し、刊行し、又は雑誌等に掲載する場合には、委託研究の成果である旨を明記しなければならない。

2 乙は、委託研究の実施中又は完了後5年以内に、その結果又は経過の全部若しくは一部を発表し、刊行し、又は雑誌等に掲載した場合には、その刊行物又はその別刷1部を添えてその旨を速やかに甲に届け出なければならない。

#### (疑義の解決)

第27条 前各条のほか、この委託契約に定めのない事項及び疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

委託者（甲） 東京都千代田区永田町1-6-1  
支出負担行為担当官  
内閣府大臣官房会計担当参事官  
○ ○ ○ ○

受託者（乙） ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○

## 別 紙

### 委託研究の再委託に関する特約条項

#### (目的)

第1条 本特約条項は、乙が委託研究をより効果的に遂行するため、委託研究の一部の試験、研究、調査を再委託する場合の取扱いについて定めることを目的とする。

#### (再委託の範囲)

第2条 再委託は、委託契約書（以下「契約書」という。）第1条第2号に定める委託研究の内容の範囲を超えてはならない。

#### (報告書)

第3条 乙は、契約書第6条に定める委託研究実績報告書を委託研究の履行期限までに再委託先に提出させなければならない。

#### (再委託計画の変更)

第4条 乙は、委託研究実施計画書の8の再委託計画を変更しようとするときは、契約書第12条に定める委託研究実施計画変更承認申請書によりあらかじめ甲の承認を得なければならない。

#### (特許権等)

第5条 契約書第15条から第21条までの規定は、再委託の結果生じた特許権等について準用する。ただし、特許権等の持分については、乙が再委託先と協議の上、別途定めることができる。

#### (物品管理)

第6条 契約書第23条の規定は、再委託により取得される物品について準用する。

様式第1号

番 年 月 日

支出負担行為担当官  
内閣府大臣官房会計担当参事官 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

印

平成〇〇年度「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」委託研究実績報告書

平成 年 月 日付け委託契約に係る標記委託研究について、下記のとおり実施したので、委託契約書第6条の規定により、その実績を報告します。

1 研究の実施内容

ア 研究の実施状況

イ 研究実施期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

ウ 担当研究総括者（又は研究総括者に相当する者）所属及び氏名並びに共同研究者所属及び氏名

エ 研究の成果（又はその概略）

オ 研究成果報告書の配布実績等

2 研究報告書提出月日及び部数

平成 年 月 日 部

3 その他

4 収支精算

収入の部

区 分	精算額	予算額	比較増減		備 考
			増	減	
国庫委託費					
計					

支出の部

区 分	精算額	予算額	比較増減		備 考
			増	減	
計					

- (注) 1 備考欄には、精算の内訳を記載すること。  
 2 再委託先がある場合には、契約書の写しを添付すること。

5 物品購入実績（物品を購入した場合）

品 名	規 格	員 数	購 入 実 績		使用目的	備考
			単 価	金 額		

- (注) 物品購入計画に掲げたもののほか、記載する物品は、物品購入計画の場合と同様とする。

6 添付書類

食品安全委員会食品健康影響技術研究委託要綱(平成17年5月18日食品安全委員会事務局長決定)第13(研究委託費の精算)に規定する書類

様式第2号

番 号  
年 月 日

官署支出官  
内閣府大臣官房会計課長 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名  
印

平成〇〇年度「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」研究委託費概算払請求書

平成 年 月 日付け委託契約に係る標記委託研究の研究委託費について、下記のとおり概算払により支払されたく請求します。

記

区 分	国庫委託費	既受領額	今回請求額	残 高	備 考
	円	円	円	円	
計					





別 紙

平成〇〇年度 「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」 委託研究実施計画変更承認申請書

1. 研究内容

区 分	当初実施計画	変更後実施計画	備 考

変更理由

別 紙 2

委託費経費配分変更承認申請書

2. 委託費

区 分	当初予算額	増△減	変更後予算額	備 考
				(積算)
計				



別 紙

平成〇〇年度 「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」 委託研究委託費配分変更承認申請書

委託費配分変更承認申請書

1. 委託費

区 分	当初予算額	増△減	変更後予算額	備 考
				(積算)
計				

変更理由

様式第5号

確 認 書

番 年 月 号 日

内閣府大臣官房会計担当参事官 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

印

〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、内閣府大臣官房会計担当参事官（以下「甲」という。）に対し、下記の事項を約束する。

記

- 1 乙は、甲からの委託を受けて行う平成〇〇年度食品健康影響評価技術研究に関する研究に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
- 2 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該委託に係る特定特許権等を利用する権利を甲に許諾する。
- 3 乙は、当該特定特許権等を相当期間（明確な期日を希望する場合には3年間）活用していないと認められ、かつ、当該特定特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特定特許権等の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該特定特許権等を利用する権利を第三者に許諾する。
- 4 乙は、上記2に基づき甲に当該特定特許権等を利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
- 5 乙は、甲が上記3に基づき、当該特定特許権等を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には、遅滞なく、理由書を甲に提出する。

様式第6号

特許権等出願通知書

番 年 月 号 日

内閣府大臣官房会計担当参事官 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

印

平成 年 月 日付け委託契約に基づく研究項目「 」について、下記のとおり特許権等の出願を行いましたので、委託契約書第17条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 出願国
- 2 出願等に係る特許権等の種類
- 3 発明等の名称
- 4 出願日
- 5 出願番号
- 6 出願人
- 7 代理人
- 8 優先権主張

様式第7号

特許権等通知書

番 年 月 号 日

内閣府大臣官房会計担当参事官 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

印

平成 年 月 日付け委託契約に基づく研究項目「 」に係る特許権等の登録等の状況について委託契約書第17条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 出願等に係る特許権等の種類
- 2 発明等の名称
- 3 出願日
- 4 出願番号
- 5 出願人
- 6 代理人
- 7 登録日
- 8 登録番号

様式第8号

著作物通知書

番 年 月 号 日

内閣府大臣官房会計担当参事官 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

印

平成 年 月 日付け委託契約に基づく研究項目「 」に係る著作物について  
委託契約書第17条の規定により、下記のとおり通知します。

- 1 著作物の種類
- 2 著作物の題号
- 3 著作者の氏名 (名称)
- 4 著作物の内容

様式第9号

平成 年度「〇〇〇〇〇〇」委託研究に係る特定特許権等譲渡事前協議書

番 年 月 号 日

内閣府大臣官房会計担当参事官 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

印

この度、本委託研究に係る特定特許権等につき甲以外の第三者に譲渡する予定ですので、委託契約書第18条の規定に基づき、下記の事項について事前に協議します。

記

- 1 特定特許権等の名称及び権利期間
- 2 特定特許権等を譲渡する相手方
- 3 特定特許権等を譲渡する比率
- 4 特定特許権等を譲渡する理由
- 5 特定特許権等を譲渡することによる見込まれる効果
- 6 特定特許権等の譲渡予定年月日
- 7 特定特許権等の特許権者が2以上の場合、各共有者者の承諾の有無
- 8 特定特許権等のこれまでの実施許諾について
  - ① 相手先
  - ② 実施期間
  - ③ 許諾料収入

(添付書類)  
譲渡契約書(案)(写)

様式第10号

平成 年度「〇〇〇〇〇〇」委託研究に係る特定特許権等実施許諾事前協議書

番 年 月 日  
号

内閣府大臣官房会計担当参事官 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

印

この度、本委託研究に係る特定特許権等につき甲以外の第三者に実施許諾する予定ですので、委託契約書第19条の規定に基づき、下記の事項について事前に協議します。

記

- 1 特定特許権等の名称及び権利期間
- 2 特定特許権等の実施許諾の種類（専用実施権の場合は特定特許権等の登録年月日を記述）
- 3 特定特許権等を実施許諾する相手方
- 4 特定特許権等を実施許諾する理由
- 5 特定特許権等を実施許諾することにより見込まれる効果等
- 6 許諾契約予定年月日
- 7 実施契約期間
- 8 特定特許権等のこれまでの実施許諾について
  - ① 相手先
  - ② 実施期間
  - ③ 許諾料収入
- 9 特定特許権等の特許権者が2以上の場合、各共有者の承認の有無（添付書類）
  1. 実施契約書（案）（写）
  2. 実施料算定内訳書（写）
  3. 実施に係る事業計画書（写）

様式第 1 1 号

平成 年度「〇〇〇〇〇〇」委託研究に係る特定特許権等放棄事前協議書

番 年 月 号 日

内閣府大臣官房会計担当参事官 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

印

この度、本委託研究に係る特定特許権等につき放棄する予定ですので、委託契約書第 2 0 条の規定に基づき、下記の事項について事前に協議します。

記

- 1 特定特許権等の名称及び権利期間
- 2 特定特許権等を放棄する理由
- 3 特定特許権等の放棄予定年月日
- 4 特定特許権等登録年月日
- 5 特定特許権等のこれまでの実施許諾について
  - ① 相手先
  - ② 実施期間
  - ③ 許諾料収入
- 6 特定特許権等が実施許諾期間中である場合、許諾相手方の承諾の有無